

No.12 多発しているその他の一般動力機械 - はさまれ巻き込まれの死亡災害事例（2022年）

2022年発生月	発生時	死亡災害事例	業種 (小) コード	起因物 (小) コード	事故 の型 コー ド	労働 者 規 模
11	10 ～ 12	ダンパーゲート（ごみの投入口とごみピットの間ゲート）の不具合対応作業中の被災者が、墜落制止用器具（胴ベルト型）で宙づりとなった状態で発見された。被災者のヘルメットに変形が認められることから、被災者が2階のダンパーゲートで作業中であることに気づかずに、ダンパーゲートを下げたために挟まれたものと推定される。	150103	169	7	30 ～ 49
11	16 ～ 18	原材料の混練、材料の押出、造粒（ペレット）を行う工程に従事していた被災者は、所定終業時刻前となったため、押出機（フィーダールーダー）のホッパー内に残留した原材料の塊もしくはホッパーに付着した原材料のカスの除去作業を、手工具（スクレーパー）を用いて行っていたところ、機械の運転を停止せずに行っていたため、被災者は当該機械のホッパー内のスクリュウ部分に挟まれたもの。	010805	169	7	10 ～ 29
10	12 ～ 14	被災者は発生日時において、成型加工の試運転作業を行っていた。当該作業中、成型機の上型部分に成型中の加工品（ゴム製品）が張付いた状態となり、取り外そうと成型機の前で作業を行っていたところ、自動運転中だったロボットアームが製品を取り出そうと成型機側に稼働してきたためアームに押され、アーム先端部と下型との間に頭部を挟まれ、その際に下型側より製品取出し用のピンが上昇し顔面に刺さった状態となったもの。	011209	169	7	1～ 9
		DC工場（ドライキャスト製法の略：生コンを強力な振動とプレス				

10	10 ～ 12	により一瞬で成型することができる即時脱型製法)において、コンクリート製品製造のための加圧成型機の中に身体を入れていたところ、上部フレームが下降し、上部フレームと型枠の間に頭が挟まれ負傷したもの。発見時、被災者は意識不明で病院に救急搬送されたが、2日後に、死亡が確認された。	010901	169	7	30 ～ 49
9	12 ～ 14	除草業務を請け負う現場の法面上で、被災者は一人で、機体重量350キログラムの乗用草刈機のファンの目詰まりを取り除いていた。被災者は草刈機の側に立ち、走行ペダルを手で押してエンジンの様子を確認しようとしたところ、草刈機が前進し、何らかの原因で転倒した被災者は草刈機の下敷きとなり死亡した。なお、一人作業のため災害発生状況及び発生時間は推定である。	030199	169	7	10 ～ 29
8	8 ～ 10	被災者は1人で搭乗式芝刈機の刃部の水洗い作業を行うため、停止中の当該芝刈機の左側に立ち、クラッチに足を掛けてエンジンをかけた。その後クラッチから足を外したとき、当該芝刈機が動き出し、被災者はその弾みで転倒し、後進して来た無人の当該芝刈機に轢かれた。しばらく経ってから、芝刈機前方部分が倒れた被災者の頸部に乗り上げた状態で発見され、すでに意識はなく、2日後に死亡した。	140309	169	7	10 ～ 29
7	12 ～ 14	被災者が、停止状態であった空き缶類を箱型に圧縮し番線で固定する機械(以下「圧縮梱包機」という)のホッパー内で、手作業により圧縮された空き缶を番線固定中(通常作業)、動き出した圧縮梱包機の圧縮板と圧縮された空き缶との間に挟まれ死亡したもの。本件圧縮梱包機は空き缶類が運転を制御するホッパー内のセンサーを遮っている間は自動運転され、遮るものがないと運転停止状態となる構造であった。	130201	169	7	10 ～ 29
10		被災者は、水酸化マグネシウム精製用鋼製タンクの休止点検の清掃作業終了後、点検窓の内側の汚れを掻くワイパーを抑えるナットが外れていることに気づき、清掃作業のために解放した約0.4m離				30

7	7 12	れた箇所のマンホールから、上半身をタンク内に入れワイパーナットを取付ける作業を行っていたところ、背中方向から約2.2メートル/分の速さで回転してきたディストリビューター（攪拌棒）とタンクの内壁面との間に頭部を挟まれた。	010801	169	7	7 ~ 49
7	7 10 12	パルパーに投入する原料パルプの番線等を取除く作業を同僚と2名で行っていた被災者が、原料パルプを反転させる反転機（原料下部の番線、包装紙除去のため反転させる装置）のセンサー不具合発生のため反転機の調整作業を柵内に入り込み行っていた際、閉まってきたクランプ（反転のため原料固定用）と反転機のフレームに首を挟まれた。元方事業場社員がクランプを開き被災者を救出し、救急搬送されたが、約6日後に死亡した。	010601	169	7	10 ~ 29
6	6 18 20	惣菜用のプラスチックトレイを裁断する機械（以下、トリムという。）のロックアウトと呼ばれる押し出し装置が外れたため、被災者を含む自社の労働者3名で修理作業を行っていた。トリムは停止させていたが、トリムの上型が邪魔になり、Aが声をかけた後に上型を上昇させたところ、外れたロックアウトを取り付けようとしていた被災者が上型上部とトリムの上部フレームに挟まれ被災したものの。	010805	169	7	10 ~ 29
6	6 22 ~ 24	除去土壌に改質剤を混ぜるミキサの清掃作業において、被災者がミキサ内部に入り清掃していたところ、作業エリア外を歩行している者を被災者であると誤認した同僚が、被災者はすでに作業エリアから退避しているものと考え、ミキサの運転を開始させたため、ミキサに巻き込まれ被災した。その後、病院にて治療を受けていたが、後日、多発外傷のため死亡が確認されたもの。	030309	169	7	10 ~ 29
5	5 8 ~ 10	芝刈り機に乗車して管理専用道路を移動中、コース脇のクレーク（沢）に転落し、芝刈り機の下敷きとなった。	140301	169	7	100 ~ 299
		被災者は、建設廃材等の選別等を行う作業員であり、廃材の圧縮梱				

4	14 ～ 16	包を行う大型油圧プレスメンテナンスのために機械内部に立ち 入ったところ、機械の運転を停止していなかったことから、プレス 台座の作動センサーが感知し、プレス台座が横移動したため、当該 設備の内壁面との間に挟まれ下半身切断により死亡したもの。	150103	169	7	10 ～ 29
2	8 ～ 10	塗装設備の運転に際して、エラーメッセージが出ていたため、被災 者は機械を停止し、内部に立ち入り、復旧作業を行っていた。他の 労働者が機械を起動したところ、カウンターウエイトが降下し、内 部にいた被災者が挟まれ、死亡したもの。	011209	169	7	100 ～ 299
1	16 ～ 18	グラスウール用の集塵機（以下「集塵機」という）に故障が発生 し、集塵機上部に登って故障個所の確認中、被災者が集塵機内部に 携帯電話を落としてしまった。その後、被災者が携帯電話を探す目 的で集塵機の下部にあるスクリーコンベアー内に入ったところ、 稼働中のスクリーコンベアーに巻き込まれて死亡した。	010902	169	7	10 ～ 29

出典：<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/tok/anst00.html>(職場のあんぜんサイト)

Return to https://www.jisha.or.jp/international/topics/202311_03.html